

みなし決議に関する理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 評議員会の開催について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び当団定款第30条第2項の規定に基づき、書面による同意をもって理事会の決議とすることとし、別紙提案第1号のとおり、久故雅幸理事の辞任に伴い、理事に奈良部瑞枝氏を新たに選任することについて、評議員会に提案する。

(2) 上記の提案による理事会の決議があったものとみなされる日は、令和5年4月1日とする。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長 近藤 誠一

3 理事会決議があったものとみなされた日

令和5年4月1日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び定款第30条第2項の規定により、理事会の決議があったものとみなす。